奈良県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年３月１１日

奈良県公安委員会

委員長　和田林　道　宜

奈良県公安委員会規則第１号

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則

奈良県警察組織規則（昭和４３年６月奈良県公安委員会規則第１０号）の一部を次のように改正する。

第１１条第９号中「警備第二課」を「警備課」に改める。

第１１条の２第３号中「高齢者・障害者虐待」を「児童・高齢者・障害者虐待」に改める。

第１２条第７号を削る。

第１３条第７号を削り、同条第８号中「前３号」を「前２号」に改め、「こと」の次に「（人身安全対策課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第７号とし、同条中第９号を第８号とし、第１０号を第９号とする。

第１９条第１号中「詐欺、横領、背任、偽造その他」を「偽造、贈収賄、詐欺、背任、横領その他の」に改め、同条第２号を削り、同条中第３号を第２号とし、第４号を第３号とする。

「警備第一課　　「公安課

第３２条中　警備第二課　を　外事課　に改める。

警備第三課」　　警備課」

第３３条（見出しを含む。）中「警備第一課」を「公安課」に改め、同条第２号中「警備第三課」を「外事課」に改め、同条第３号中「警備第二課」を「外事課」に、「警備第三課」を「警備課」に改める。

第３４条を削る。

第３４条の２（見出しを含む。）中「警備第三課」を「外事課」に改め、同条を第３４条とし、同条の次に次の１条を加える。

（警備課）

第３４条の２　警備課においては、次の事務をつかさどる。

⑴　緊急事態に対処するための計画及び実施に関すること。

⑵　警備方針の策定及びその実施に関すること（地域課の所掌に属するものを除く。）。

⑶　災害警備に関すること。

⑷　警衛に関すること。

⑸　警護に関すること。

⑹　機動隊の運用に関すること。

⑺　管区機動隊の運用に関すること。

⑻　警察用航空機の運用に関すること。

別表第１警務課企画室の項中「同条第６号」を「同条第６号から第８号まで」に改め、同表総務課公安委員会事務担当室の項の次に次のように加える。

総務課取調べ監督室	第３条第１０号に掲げる事務

別表第１地域課警察航空隊の項を削り、同表少年課少年サポートセンターの項中「第１３条第３号」を「第１３条第１号、第３号」に、「第１０号」を「第９号」に改め、同表捜査第二課特殊詐欺捜査室の項を次のように改める。

組織犯罪対策課特殊詐欺捜査室	第２０条第３号及び第６号に掲げる事務のうち特殊詐欺の捜査に関する事務

別表第１運転免許課高齢運転者支援室の項を次のように改める。

運転免許課高齢運転者等支援室	第２８条第１号、第２号及び第４号から第６号までに掲げる事務のうち高齢運転者等に関する事務

別表第１に次のように加える。

警備課警察航空隊	第３４条の２第８号に掲げる事務

別表第２の２の⑴奈良警察署の表佐紀駐在所の項を削り、同表田原駐在所の項中「奈

良市茗荷町」を「奈良市横田町」に改める。

別表第２の２の⑶生駒警察署の表湯船駐在所の項を削り、同表中「生　駒　台　駐　在　所」を「生　駒　台　交　番」に改め、同表門前駐在所の項を削る。

別表第２の２の⑸西和警察署の表三郷駅前交番の項を次のように改める。

三　郷　交　番	生駒郡三郷町勢野北１丁目

別表第２の２の⑸西和警察署の表平群交番の項の次に次のように加える。

安　堵　交　番	生駒郡安堵町大字東安堵

別表第２の２の⑸西和警察署の表法隆寺駐在所の項から安堵駐在所の項までを削る。

別表第２の２の⑺桜井警察署の表初瀬駐在所の項を削り、同表大字陀幹部交番の部内原駐在所の項を削る。

別表第２の２の⑻橿原警察署の表香具山交番の項の次に次のように加える。

明　日　香　交　番	高市郡明日香村大字岡

別表第２の２の⑻橿原警察署の表五条野駐在所の項、岡駐在所の項及び越駐在所の項を削る。

別表第２の２の⑼高田警察署の表奥田駐在所の項及び陵西駐在所の項を削る。

別表第２の２の⑾五條警察署の表中「住　川　交　番」を「五

條　北　交　番	に改め、同表西阿田駐在所の項を削る。」

附　則

この規則は、令和４年３月２５日から施行する。ただし、別表第２の２の表の改正規定は、同月２８日から施行する。